第５９号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成２９年８月２５日提出

豊川市長　山　脇　　実

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成９年豊川市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「第１０条」を「第１１条」に改める。

第１５条第１項中「第１１条」を「第１２条」に改める。

第１７条第２項中「第８条」を「第７条」に改める。

第３９条及び第４０条中「第１１条」を「第１２条」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　由

この案を提出するのは、公営住宅法施行令及び公営住宅法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。